

## 計算の基礎とする収入金額の計算の取扱い一覧

「その他の収入金額」欄記載の際に参考にしてください。なお、「その他の収入金額に含まない」に該当するものは、「社会保険診療に係る収入金額」欄、「その他の収入金額」欄のいずれにも計上しません。

収入科目	社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額	その他の収入金額に含まない
① 社会保険分医療収入	○		
② 介護保険法収入	○ (注1)	○ (注1)	
③ 生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○ (注1)	○ (注1)	
④ 査定損益金額	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)	
⑤ 労働者災害補償保険法収入		○	
⑥ 自動車損害賠償責任保険の医療収入		○	
⑦ 自費診療収入		○	
⑧ 健康診断等受託料		○	
⑨ 医療相談収入		○	
⑩ 予防接種料		○	
⑪ 入院料、ベッド代差額料		○	
⑫ 患者・付添人食事収入		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
⑬ 健康診断等証明書代		○	
⑭ 生產品等販売収入		○	
⑮ 受託技工・検査料		○	
⑯ 嘱託収入		○	
⑰ 受取利息・配当金		○	
⑱ 有価証券売却益		○	
⑲ 電話・電気・ガス、テレビ、寝具等使用料収入		○	
⑳ 不用品売却収入		○	
㉑ 手数料等収入		○	
㉒ 補助金・助成金		○	
㉓ 圧縮額の損金算入を行った 国庫補助金等及び保険金等		○ (圧縮損控除後の金額)	○
㉔ 雇用調整助成金		○	
㉕ 医療事故等に対する障害(賠償) 保険金		○	
㉖ 利子補給金		○	
㉗ 自動販売機収入		○	
㉘ 歯ブラシ・おむつ等販売収入		○	

	収入科目	社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額	その他の収入金額に含まない
②9	産業医顧問料		○	
③0	各種（夏祭り等）協賛金		○	
③1	各種祝い金・協力金		○	
③2	還付加算金		○	
③3	看護学校収入		○	
③4	社宅使用料		○ (役員・代表者分)	○ (従業員分)
③5	駐車場代・使用料収入		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
③6	院内保育料		○ (従業員分以外)	○ (従業員分)
③7	満期保険金・返戻金		○ (資産計上した積立保険料控除後の金額)	○
③8	火災保険等のもにに係る損害保険金		○ (取得価額を超える部分)	○
③9	保険解約返戻金		○ (注2)	○
④0	各種引当金及び準備金戻入額			○
④1	土地の譲渡に係る収入金額			○
④2	償却資産及び建物の売却益		○ (取得価額を超える部分)	○
④3	看護学校授業料等返戻金			○
④4	事業分量配当			○ (注3)
④5	租税還付金			○
④6	仕入値引き（リベート）			○
④7	消費税及び地方消費税			○
④8	債務免除益			○
④9	現金過不足			○

(注1) 介護保険法収入は、地方税法第72条の23第3項に規定するサービスのみ社会保険診療収入とする。

(注2) 所得税法第174条第8号(保険期間5年以内若しくは5年以上の契約で5年以内に解約した場合) に該当する場合。

(注3) 出資配当又は預貯金に係るものは除く。